

優良建設工事表彰制度の改正（R4.4.1）概要

1. 趣旨

優良建設工事表彰制度の見直しを行い、建設業界の受注意欲や意識高揚を図るとともに工事の品質向上を目指すものです。

2. 改正点

(1) 表彰審査の対象となる工事の追加

	現行	改正後
表彰審査の対象となる工事	前年度に市内業者（JVを除く）が施工し、完成し、市が引渡しを受けた評価対象工事のうち、80点以上の工事	前年度に市内業者が施工し、完成し、市が引渡しを受けた評価対象工事のうち、80点以上の工事

(2) ホームページ公表対象となる工事の追加

市内業者以外の受注者で、優良建設工事の選考基準を満たす者をホームページに掲載し公表します。

3. 適用日

令和4年4月1日以降に表彰又は公表するものから適用します。